

令和2年高島市教育委員会
第6回定例会議事日程

日 時 令和2年6月26日(金)
午後1時30分
場 所 高島市役所 新館3階 会議室

1. 教育長あいさつ

2. 令和2年第5回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

委員

委員

4. 議事

日程第1 議第56号 臨時代理につき承認を求めることについて

日程第2 議第57号 高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

日程第3 議第58号 高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会委員の委嘱について

5. 報告事項

報告第10号 冷暖房機器更新工事に伴う安曇川図書館の臨時休館について

報告第11号 令和2年6月高島市議会定例会一般質問の概要報告

6. 今後の日程

令和2年第6回定例会座席表

教育委員 川原林 正英	教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子	教育委員 田邊 栄美子
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之
学校教育課長 村田 秀俊
学事施設課長 辻 信孝
学校給食課長 長瀬 千恵美

高島市役所 新館
3階 会議室

教育長	1
教育委員	4
説明員	11
事務局	2
合計	18

教育総務部長 田谷 伸雄
教育総務部次長 社会教育課長 饗庭 眞二
教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
教育総務課長 加藤 勝己
文化財課長 松田 邦幸

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉		図書館長 玉木 健史	市民スポーツ課長 竹井 正人
----------------------	----------------------	--	---------------	-------------------

事務局

傍 聴 席

入 口

議第56号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年6月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市社会教育委員の委嘱については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和2年6月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

高島市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条および高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第1条の規定に基づき、次のとおり高島市社会教育委員に任命する。

記

氏名	新・再任の別 (経験年数)	地域	所属等
はしもと 橋本 妙子	新任	新旭	湖西中学校学校運営協議会会長 元保育園長 民生委員児童委員

任期：令和2年6月1日から令和4年5月31日まで

議第57号

高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和2年6月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市立学校の管理運営に関する規則（平成17年高島市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和2年度における休業日の特例）

- 3 令和2年度における第3条に規定する夏季休業日および冬季休業日については、同条第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から8月16日まで」と、同条第5号中「12月24日から翌年の1月6日まで」とあるのは「12月26日から翌年の1月4日まで」とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

高島市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和2年度における休業日の特例)</u></p> <p>3 <u>令和2年度における第3条に規定する</u> <u>夏季休業日および冬季休業日について</u> <u>は、同条第4号中「7月21日から8月</u> <u>31日まで」とあるのは「8月1日から</u> <u>8月16日まで」と、同条第5号中「1</u> <u>2月24日から翌年の1月6日まで」と</u> <u>あるのは「12月26日から翌年の1月</u> <u>4日まで」とする。</u></p>

議第58号

高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和2年6月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会委員の委嘱について

高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり高島市名勝朽木池の沢庭園整備実施設計検討委員会委員に委嘱することにつき、議決を求める。

記

区分	氏名	専門分野等	所属等
第1号委員	尼崎 博正	造園	京都芸術大学 教授
第1号委員	高瀬 要一	庭園学	元奈良文化財研究所 文化遺産部長
第1号委員	鈴木 久男	考古学	京都産業大学 教授
第1号委員	野間 直彦	自然環境	滋賀県立大学 准教授
第2号委員	石田 敏	地域史	元高島市文化審議会 委員
第2号委員	藤澤 悟	地元区民	村井区 代表

報告第10号

冷暖房機器更新工事に伴う安曇川図書館の臨時休館について

高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、高島市立図書館を別紙のとおり臨時休館とすることとしたので報告する。

令和2年6月26日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

(別紙)

1. 臨時休館を行う館および臨時休館期間

安曇川図書館 令和2年7月1日(水)から9月30日(水)まで

2. 休館理由

安曇川図書館は平成6年に開館以来、数多くの市民に利用されてきたが、既に建築から26年を経過し、施設のいくつかに不具合が生じてきている。適宜必要な修繕を行ってきたが、特に冷暖房機器については、部分的な修繕では機能保全が困難になってきていることから、今年度更新工事を実施し、必要な期間を休館とする。

3. 根拠規則

高島市立図書館の管理運営に関する規則第4条に基づき、臨時休館とする。

ただし、規則には、「高島市教育委員会の承認を得て」とあるが、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則により教育長に委任されていることから、休館については定例教育委員会での報告案件としている。

※高島市立図書館の管理運営に関する規則(抜粋)

第4条(開館時間の変更等)

蔵書点検その他館長が必要と認めるときは、高島市教育委員会の承認を得て、開館時間もしくは休館日を変更し、または臨時に開館もしくは休館することができる。

4. 利用者への周知の方法

市広報紙やホームページ、防災無線、館内ポスター、チラシ等の掲示

5. 施工業者

大崎設備工業株式会社高島営業所(高島市鴨1573番地)

6. その他

休館中の貸出資料の延長手続きや返却については、市内他館で対応する。